

軽石譲受申込書

令和 年 月 日

沖縄県環境整備課 あて

(仮置場管理担当)

氏名 (法人にあつては名称・代表者氏名)

住所

連絡先

私は (当社) は、沖縄県からの「サンプリングによる検査結果、用法についての注意事項(仮)」を理解した上で、次のとおり軽石の譲受を申し込みます。また、譲受に際しては、下記の条件に同意し遵守することを約束します。

1. 申込内容

引渡場所 (仮置場名)	
譲り受ける軽石の量	・フレコンバック : 袋 ・土のう袋 : 袋
保管場所の住所 (又は地番)	
主な利活用方法	

2. 譲渡の条件

- ① 軽石はフレコンバック詰め (約 1 m³) 又は土のう袋詰め (約 0.06m³) を 1 単位として引き渡すものとする。なお、野積み保管中の軽石を譲り受ける場合は、譲り受ける者がフレコンバック、土のう袋等適当な容器を用意し、積み込みを行うこと。
- ② 県は、軽石が利活用の目的に応じた品質を保持していることを保証しない。
- ③ 軽石には、海岸漂着物等の異物が混入している場合があること。
- ④ 引き渡された軽石の性質 (粒の不揃い、粒のもろさ、ごみ等異物の混入、県が調査した成分分析結果等) に照らして合理的な利活用を行うこと。
- ⑤ 軽石を第三者に販売し、再譲渡する場合等、利活用が第三者に及ぶ場合は、当該第三者に対し、海岸に漂着した軽石を利活用した物であることを情報提供すること。
- ⑥ 軽石の運搬、保管、利活用、処分等にあつては、関係法令を遵守し、飛散等による周辺生活環境への支障、周辺農地等への塩分流出等が生じないように適切に行うこと。
- ⑦ 県は、譲渡後の軽石の利活用により生じたトラブルについて一切の責任を負わない。
- ⑧ 原則として運搬費用等、軽石の譲受に要する一切の費用は譲受者の負担とする。ただし、●m³以上を譲り受ける場合にあつては、運搬費用の負担を県と協議することができる。
- ⑨ 県は、軽石等 (容器、異物を含む) の返還は受けない。
- ⑩ 県から、軽石の運搬、保管、利活用、処分等の状況について情報提供を求められた場合は可能な限り協力すること。